

健康づくり担当者（各地区衛生委員会、安全衛生委員会）

- ① 定期健康診断 及び 雇入健康診断等の遅滞なく実施します
- ② 健康診断事後指導者（再検査以上者）の医療機関受診100%とします
- ③ 管理監督責任者（事務局長）を含む職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにします
- ④ 円滑なコミュニケーションの推進により活気ある職場づくりを行います
- ⑤ ストレスチェックを実施し、必要者には早期のセルフケア（ヘルスケア）を実施します
- ⑥ 有休消化の促進：長時間労働を是正します

2023年度目標：食生活改善と生産性低下の防止